平成２９年（フ）第１５００号
名古屋市中村区横井２丁目11番地　コーポ二村202号
債務者　見田　祐士
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉謙二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月１日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６８号
名古屋市中川区法華西町118番地　メゾン法吉101号、従前の住所名古屋市中川区かの里２丁目608番地の２
債務者　加藤　知子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶田　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月１日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５３７号
大阪市西区北堀江２丁目16番12号701
債務者　西田　淳子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　知温
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１８号
札幌市白石区南郷通15丁目南２番18号　南郷ハイツ202号
債務者　宮本重光こと　李　　重光
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　紘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７号
鳥取県鳥取市西品治146番地
債務者　水内　美佐
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　房安　　強
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３５１号
横浜市都筑区仲町台５丁目２番25号　302
債務者　宮本　　弘
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４３号
横浜市戸塚区戸塚町1296番地２　南戸塚スカイハイツ402号
債務者　橋本　隆士
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８号
長崎県諫早市小長井町小川原浦999番地５、旧住所長崎県諫早市小川町760番地７　メンバーズヒル702　102号
債務者　堤　　優作
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５４号
岩手県陸前高田市気仙町字二日市98－１　二日町仮設住宅１－３、住民票上の住所岩手県陸前高田市気仙町字湊16番地
債務者　藤原　裕久
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第５５号
岩手県大船渡市大船渡町字上山３番地１　市営住宅上山東アパート304号、前住所岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森35番地13　大船渡市地ノ森応急仮設住宅４－１号
債務者　太野ふさ子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１３９号
山形県東根市温泉町３丁目１番27号
債務者　武田　艶子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４０号
山形市旅篭町１丁目３番25号
債務者　奥山　憲司
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５８号
山形市飯塚町1353番地１（２－104号）　県営飯塚住宅２
債務者　石川　弘樹
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８号
岐阜県安八郡安八町牧3166番地の１　ベルカーナ宙　102号
債務者　前田孝太郎
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１４３８号
名古屋市中村区諏訪町１丁目７番28号
債務者　星野加寿代
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４４６号
愛知県大府市一屋町４丁目66番地　サンコーポラス共和４棟304号（従前の住所）愛知県大府市共和町６丁目57番地　コンフォートフカヤ１Ｃ号
債務者　田中　紋奈
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部